

今般の政府関係機関移転に係る提案について

1 政府が求める要件

以下について記載した提案書を地方側が8月末までに提出しなければならない

1) 誘致の必要性・効果

① 地方版総合戦略の重要な要素であること

東京一極集中是正の観点からみて、地方版総合戦略の重要な要素と、当該機関の業務・機能とが密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の产学研の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。

② 国の機関としての機能確保（メリットがデメリットを上回ること）

当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。）

2) 誘致のための条件整備案の提示

① 施設の確保等（土地確保等）

移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。

② 職員の居住環境確保への協力

職員の居住環境の確保について、国又は独立行政法人等に協力すること。

2 これまでの経過

○5月26日 第3回地方創生担当大臣と地方六団体の意見交換会（京都府知事）

石破大臣から、文化行政の効果が東京に置く以上に京都で出せることを示して欲しい旨の発言あり。

○6月17日 下村文部科学大臣への政策提案（京都府知事）

下村大臣から、移転した場合に、日々の国会関係業務や報告業務をどうするのかが課題であり、京都移転の必然性や付加価値についてしっかり検討してほしい旨の発言あり。

○6月19日 石破地方創生担当大臣への政策提案（京都市長）

石破大臣から、省庁側の抵抗が予想されることを踏まえ、移転の反対論を説得できるだけの材料が必要である旨の発言あり。

○7月28日 全国知事会（京都府知事）

石破大臣から、政府機関の移転については、なぜそこに移転するのかについて地方側がきちんと説明することが重要である旨の発言あり。

政府関係機関の地方移転について

- 1 東京の一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することが目的。
 - ① 対象機関：東京都にある政府関係機関＋すべての研究機関・研修所。（東京の一極集中を是正する観点からみた提案を行うもの）
 - ② 提案資格者：東京圏（1都3県）以外の道府県等。
- 2 移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う。
 - ① 東京一極集中是正の観点、地方版総合戦略上の位置付けなど、地方創生にとっての必要性の説明を求める。
 - ② 国の機関としての機能が確保される（メリットがデメリットを上回る）ことの説明を求める。
 - ③ 機関の丸ごと移転のみならず、機関内のまとまりのある一部分の組織・機能の移転や、地方拠点の設置なども選択肢。
- 3 国が主導して決めるものではなく、道府県等の提案を受けて実施。道府県等による協力のあり方を含めた誘致のための条件整備案の提示が前提。
 - ① 施設等の確保・設置のための具体的な条件整備の案を添付。
 - ② 道府県及び国・独法は、協力して職員の居住環境を確保。

政府関係機関移転のスケジュール（想定）

3月3日 道府県等から、「誘致条件整備案を付した提案」募集開始

（経過報告）

8月末 道府県等からの「誘致条件整備案を付した提案」締切

（論点整理）

（統一方針整理）

（総合戦略改訂）

28年3月 まち・ひと・しごと創生本部で決定

28年度以降 移転に向けた具体的な取組開始

（可能なものについては、前倒しで実施）

平成27年3月3日

各道府県地方創生担当課 御中

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案について

今般、政府においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、機関誘致の提案を募集しますので、提案される場合には、下記により関係書類を提出願います。

貴道府県内の市町村長に対してもこの旨周知願います。

記

1. 提出書類

「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」（別添1）に基づき、別紙様式に基づき必要事項を明記するとともに、関連する参考資料を添付して下さい。

2. 提出先

以下の提出先まで、電子メール及び郵送（5部）にて、ご提出願います。

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転担当 宛
電子メールのアドレス：seifukikan-iten@cas.go.jp

3. 提出期限

平成27年8月31日（月）必着

（※なお、提出いただいた資料については、当方にて公表することができることをご承知おき下さい。）

<関係資料一覧>

- 「地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案」（別紙様式）
- 「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」（別添1）
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」関係部分抜粋（別添2）

（本件担当）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

塩川企画官、二神補佐

TEL：03-6257-1413（直通）

別紙様式 地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案

※記入にあたっては、「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」(別添1)を参照してください。また、適宜、参考資料を添付してください。

| | | | | | | | |
|---|--|-------|----------|----------|-----------|-----------|--|
| ① 道府県等の提案団体の名称 | | | | | | | |
| ② 国際市町村の名称 | | | | | | | |
| ③ 請致を希望する政府関係機関の名称 ※古よりある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置を希望する場合はそのことが明確に分かること記載してください。 | | | | | | | |
| ④ 請取先の予定地 ※住所、面積、交通アクセス等当該予定地の現況を記載してください。 | | | | | | | |
| ⑤ 請致の必要性・効果 ※以下のア・イの内容について必ず記載してください。 ア. 地方版総合戦略の重要な要素であること。 当該地方公共団体の総合戦略の重要な要素と、請致する機関の業務・機能とが密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学者の研究業績又は当該分野の関係産業の発展がなされている等、現状において一定の確実を伴つものであること。(併せて地方版総合戦略の案の該当部分を参考資料として添付してください。) | | | | | | | |
| イ. 国の機関としての機能確保 当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。(例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があつたとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるかなど。) | | | | | | | |
| ⑥ 請致のための条件整備の案 ※少なくとも、以下のことについて、請致自治体による協力のあり方を含めた条件整備の案を示してください。 ア. 施設の確保 移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。 イ. 職員の居住環境確保への協力 職員の居住環境の確保について、国又は独立行政法人等に協力すること。 | | | | | | | |
| ⑦ その他既存に当たり解決すべき課題への対応策の案 ※上記の他、当該施設の請致の提案にあたって、解決すべきと考えられる課題とそれへの対応策を記述してください。 | | | | | | | |
| ⑧ 関係する市町村の意見等 ※当該請致について、関係する市町村の意見等を記述してください。 | | | | | | | |
| ⑨ 道府県等の提案団体の担当課長 <table border="1"> <tr> <td>職名・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号(直通)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table> | 職名・氏名 | | 電話番号(直通) | | 電子メールアドレス | | |
| 職名・氏名 | | | | | | | |
| 電話番号(直通) | | | | | | | |
| 電子メールアドレス | | | | | | | |
| ⑩ 道府県等の提案団体の担当者※今後、当事務局との連絡を担当する者を記入してください。 | <table border="1"> <tr> <td>職名・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号(直通)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table> | 職名・氏名 | | 電話番号(直通) | | 電子メールアドレス | |
| 職名・氏名 | | | | | | | |
| 電話番号(直通) | | | | | | | |
| 電子メールアドレス | | | | | | | |

政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱

1 目的

東京の一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とする。

2 提案資格者

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の道府県又は府県域を越える広域連合。

3 対象となる政府関係機関

東京都に所在する政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む）及び別添リスト^(注)に掲げる研究機関・研修所等。

(注) このリストは、各府省庁及び独立行政法人の研究機関・研修所等を網羅したものである。

4 提案記載事項

① 誘致を希望する機関の名称

機関の丸ごと移転のみならず、機関内のまとまりのある一部分の組織・機能の移転や、地方拠点の設置など也可。

② 誘致先予定地

③ 誘致の必要性・効果

少なくとも以下の事項について説明。

ア 地方版総合戦略の重要な要素であること

東京一極集中是正の観点からみて、地方版総合戦略の重要な要素と、当該機関の業務・機能とが密接に関連し、総合戦略の目標達成にとって当該機関の移転が重要な要因となるものであること。また、例えば研究機関の移転であれば、特定分野の産学官の研究集積又は当該分野の関係産業の集積がなされている等、現状において一定の強みを持つものであること。

イ 国の機関としての機能確保

当該機関が現在地から当該道府県に移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること。（例えば、移転により当該道府県以外の道府県の利便性が悪化し、国全体としての機能が低下しないか、移転により現在機能が

集積していることの強み・メリットを損なうことにならないか等の問題点があったとしても、それを上回るだけの移転のメリットがあるか、など。)

④ 誘致のための条件整備の案

少なくとも、以下のことについて、誘致自治体による協力のあり方を含めた条件整備の案を示すこと。

ア 施設の確保等

移転先の施設の確保・設置のための具体的な条件整備の案を示すこと。

イ 職員の居住環境確保への協力

職員の居住環境の確保について、国又は独立行政法人等に協力すること。

⑤ その他誘致に当たり解決すべき課題への対応策の案

5 その他

道府県等は、関係市町村の意見を踏まえて提案すること。

国又は独立行政法人等の組織・費用等が肥大化しないことを前提として検討・提案すること。

その他、機関の誘致等に伴い生じ得ると考えられる弊害・問題点があれば、弊害をできるだけ少なくする措置の案を機関誘致提案に付すること。

6 提案締切り及び今後の予定

平成 27 年 8 月末日までに、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局あて提出すること。

提案について、関係府省庁間で協議を行った上で、必要に応じて提案した道府県等又は関係者からヒアリングを行い、27 年度内にまち・ひと・しごと創生本部において、その必要性や効果につき検証した上で移転等すべき機関を決定する。(可能なものについては、前倒しで実施する。)

なお、既に東京圏以外に所在する機関への東京圏からの小規模な機能移転については、上記によらず、当該機関が所在する東京圏以外の市町村が、関係道府県の意見を聞いて機関誘致提案することもできるものとする。

府・京都市 誘致に本腰

京都

H20.6.7

文化庁京都移転を

東京一極集中の是正をいたつ國の「地方創生」で、京都府と京都市が文化庁認証を圖じてゐる。政府が國体整備の地方整備が実現するのを期したためで、長年、文化庁の原稿修正をうけてきた府市は「好機」であると要望に力を入れてゐる。ただ、地方創生は複数のシートが用いられるので、今のところは、これまで名乗つておられたのと違ひません。関係官庁の指摘を参考、改めて進む立場をたどる。

政治部課長の内藤は、方創生事業の一環、地方から提出されるものと並んで、本年度内に公債を決定する。本國から地方に移転の翌年、本國から格好だ。

ねる。又は上級の效果
東京に回へると原稿が
おひやうで手帳と並んで
おもむく。

省庁抵抗壁

省厅抵抗 壁高

傳つてゐる。しかしアーヴィングは、本年秋
末がやの授業はわざと「今機
会に」は講義は出題しない。
たゞ文部省講師などは、課題は
漏れず講じたが、教諭や
ドメセイは教わらぬ。被服、被
服用具類や監査の題出題題目
の範囲は、さうしたハーブ園の
題下で、就職を教諭につ
けた。

文化庁京都移転要請

山田知事 文科相は慎重姿勢



下村文科相(右)に文化庁の
京都設置を求める山田知事
+ 東京都千代田区・文部科
学省

京都府、京都市が求める
文化庁の京都設置をめぐ
り、山田知事(右)と
下村博文文科相との会談
した。山田知事は「日本を
発信していく上で、京都に
置く意味は大きい」と移転
を強く求め、説教に伴う府
会議などを地元で負担す
る意向を示したが、下村文
科相は慎重姿勢を崩さなか
つた。

政府は地方創生の一環
で、国際観の活性化を求める
自治体を募っている。府
は文科省の外局である文

化庁の京都移転に懸念を合
わせ、応募する方針を決め
た。

会談で山田知事は「京都

には文化財や名所などがあった
伝統文化の蓄積があり、ア
ーツなど新しいコンテンツ
も含む移転による発信面で
効果的だ」と語った。移転
した場合、庄屋や職員宿舎
も「京都町と共同で（地元
としての協力を）考えていく」
と提案した。

下村文科相は、文化庁職員が毎日訪
れて文部省大臣室を毎日訪れ
る「いじめ条例」「ホンビ電
話」や「アラブムンマー
か」と課題を尋ねたほか、
前回あたは説教を示さなかっ
た。(鈴木雅人)

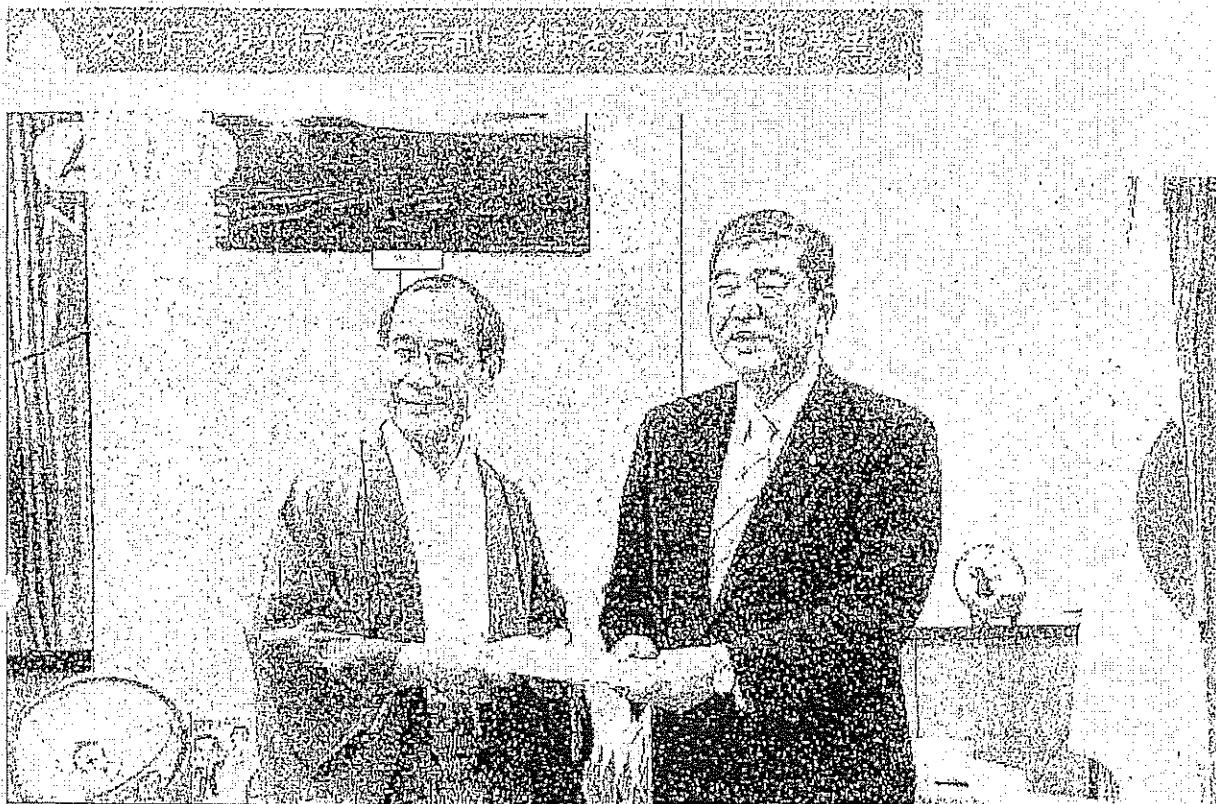
H27.6.18

京都

(21.6.22)

テレビ朝日ネット版

1/1 ページ



Tweet

いいね! テック

お問い合わせ



ブログに書く



使い方は?

京都市の門川大作市長は石破地方創生担当大臣と面会し、霞が関にある文化庁や観光庁などを京都に移転するよう求めました。

京都・門川大作市長、「文化庁が京都にある方がどういう文化の振興のためにプラスになるのかを論理的にしっかりと提案させて頂きます」

門川市長は、市内に国宝や重要文化財が多いことや年間5000万人の観光客が訪れるこことを挙げ、文化庁と観光庁を京都に移転するよう申し入れました。石破大臣は「文化庁が京都にあった方が良いという説得力ある提案を待っている」として、前向きな姿勢を示したということです。現在、政府は東京に集中している省庁の移転先となる地方自治体を募っていて、京都府は8月末の締め切りまでに誘致のための正式な提案書を提出する方針です。